

第6回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年8月10日(水) 9時00分～11時20分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本専門部会の成立について確認します。本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて報告します。

本日の専門部会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっておられます。傍聴者の皆様には、傍聴に当たっての厳守事項に従っていただきますようお願いいたします。

なお、本日、報道関係1社、お見えになっておりますので、報告します。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 おはようございます。第6回目ということで、いよいよ最終回となります。

一応、昨日までの振り返りになりますが、第3回鳥取県最低賃金専門部会で金額が提示されました。労働者側は41円、使用者側は22円ということで、根拠を示しつつ、金額を出していただきました。第4回鳥取県最低賃金専門部会で多少歩み寄りをということで、労働者側が38円、使用者側が23円ということで出していただきました。昨日、第5回目の専門部会ですが、第4回目のままということで、金額は動かずということでした。双方ともに明確な根拠を示していただいた上での金額でしたので、当然、根拠がある数字ですので、なかなか動かしていただくことは難しかったのかなと思っております。その双方の言い分等を検討しまして、本日は公益委員見解を出したいと考えています。

それでは、毎回、同様ですが、まず、冒頭で、私と労働者側委員の河村委員、そして使用者側委員の西本委員とで、本日の進め方について確認をさせていただきたいと思っておりますので、一旦、休会をさせていただきたいと思っております。

それでは、10分少々休会させていただきます。会場の案内をお願いします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。では、審議を再開したいと思います。

それでは、早速ですが、公益委員見解を発表させていただきたいと思っております。

まず、結論といたしましては、公益委員見解として、現行の最低賃金額から33円の引上げを行い、鳥取県最低賃金額を854円とすることを提案したいと考えております。

理由を申し上げます。まず、審議の経過についてですが、令和4年度の鳥取県最低賃金額の金額審議は、本日まで6回にわたる専門部会が重ねられてきました。中央最低賃金審議会から示された目安答申、これは8月2日でしたが、最低賃金法第9条第2項に規定された賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力の3要素等を踏まえた審議を行いました。また、各種資料、事業場視察、これは6月17日に行いました。参考人からの意見聴取、これは8月3日に行いました。最低賃金に関わる書面による意見聴取結果等を材料に、地域の実情に反映すべく、公・労・使三者構成の原則を踏まえ、十分に審議を尽くしてきたところです。

次に、労働者側、使用者側の主張について述べたいと思っております。今年度の鳥取県最低賃金専門部会において、労働者側、使用者側、それぞれの代表委員から最低賃金額改定について意見が呈されたところです。

まず、労働者側の主張について申し上げます。まず一つ目、中央最低賃金審議会におけ

る公・労・使三者の真摯な議論に示された目安額を尊重した審議がなされるべきこと。また、憲法第25条、健康で文化的な最低限度の生活及び最低賃金法第1条、目的を踏まえ、労働者の生活の安定に対するセーフティーネットとなるべき改定額が求められること。中期的な視点として、政府方針である「早期に1,000円」を踏まえつつ、連合リビングウェイジの980円、自動車保有の場合は1,291円を目指していく。

二つ目、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の別紙4諸指標による都道府県の総合指数において、当県はDランク16県中6位であるが、最低賃金額はDランク下位、高知県、沖縄県の820円に次ぐ低額である821円であり、本来は上位に位置すべきことが相当であること。

三つ目、ロシアによるウクライナ侵攻や原材料費の高騰により、鳥取県の足元の消費者物価指数が上昇している。特に、食品や光熱エネルギー価格など、生活必需品の上昇率が高く、低所得者への影響が大きいことから、最低賃金引上げには消費者物価指数の上昇率2.3%を勘案すべきであること。

四つ目、国において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に不断の努力で取り組むこと。また、公・労・使が中期的視点の下、最低賃金の果たす意義、役割を再認識し、ナショナルミニマムとしてふさわしい水準に引き上げていくべきこと。

五つ目、2022春闘の賃上げ率2.07%、連合鳥取の場合は1.92%、2022春季労使交渉回答結果、経団連調査では、中小企業1.97%の賃上げがなされており、鳥取の人材確保、人への投資のためには春闘結果の流れを酌みながら、最低賃金の大幅な引上げが必要であること。

六つ目、最低賃金額、賃金水準の格差は、若者をはじめとする大都市圏への人口集中を招き、当県経済の活力が削がれ、地域間格差を生む要因となっている。労働力確保の観点から、とりわけ隣接する島根県との最低賃金額の差が拡大することは避けるべきであること。

以上の理由により、現行の最低賃金額から38円引上げの859円が提示されたところでもあります。

続きまして、使用者側の主張について申し上げます。

一つ目、中央最低賃金審議会の目安額は、公・労・使による真摯な協議結果と認識している。しかし、総合的に勘案し3.3%を基準に検討することが適当とされ、数字の根拠が曖昧である。また、目安に関する小委員会の審議経過が非公開であり、地方での円滑な

審議のあい路となっている。

二つ目、かつて消費税10%引上げ時は、当時の目安額決定に物価上昇の影響は考慮されなかった。今回は労働者の生計費を念頭に、足元の物価上昇に強く意識を置いた目安額論議となっており、甚だしくバランスを欠くものとなっている。

三つ目、当県経済を支える観光産業は、コロナ感染拡大、物価上昇による消費マインドの落ち込みなど、先行きに不安要素が多い。宿泊業だけでなく、ホテル、旅館等と取引のあるクリーニング業、食品卸売業など、及ぶ影響は広範にわたることから、配慮が必要な産業、業種にも目を向ける必要がある。

四つ目、賃上げ原資となる企業収益のためには、生産性向上を図り、経営・労務改善が進むことを前提に、消費拡大、設備投資増、企業業績改善、そして企業の自主的な賃上げという好循環が理想である。それらの大前提として、雇用を守ることに各企業が最大限努力をしていることを強調しておきたい。

五つ目、小規模事業者が多い当県下では、原油価格をはじめとする原材料費の高騰が企業収益を圧迫している。親企業、これは注文主や元請だが、この親企業との関係において、価格転嫁ができず苦慮している事業者に目を向ける必要がある。

六つ目、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備として、生産性向上の支援拡充や下請取引の適正化に係る取組強化を求めたい。消費税の減税、社会保障制度等、大局観に立った支援措置も求めたい。

以上の理由により、現行の最低賃金から23円引上げの844円が提示されたところがあります。

現在のところが、労働者側、使用者側、それぞれの主張をまとめた部分になります。

我々公益委員の姿勢と展開について述べたいと思いますが、公益委員としては、労使いづれに偏ることなく、中立かつ公平、公正な立場から双方の考えに耳を傾けさせていただきました。公・労・使三者による6回にわたる審議により金額の一致を目指しましたが、残念ながら労使双方の求める金額の隔たりを解消することには至りませんでした。

このため、公益委員として熟慮の上、見解を取りまとめ、本年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示することといたしました。

では、先ほど提示させていただきました金額の根拠について述べたいと思います。

公益委員として、以下の根拠で、金額33円の引上げの提示を行うことといたしました。

まず、公益委員としての希望を述べたいと思います。

県内の新型コロナの感染状況はいまだ予断を許さない水準であります。現在、社会全体として、コロナ禍の出口を見据え、感染対策と経済活動の両立という難題に挑戦しています。そのためにも、広く個人には日常の生活の下、消費を喚起し、企業には生産活動、人への投資を促すといった実際のアクションにつながるよう、地域社会に向けた前向きなメッセージが必要と考えました。

言うまでもなく、最低賃金は労働者を雇用する全ての企業に適用されるものであります。足元の物価上昇、更には今秋に予定される各種生活必需品の値上げ等を控え、その引上げ額は最低賃金額の近傍層の人をはじめとする県民各層の生活水準や消費者行動に直結する強いメッセージ性を帯びるものであります。

最低賃金額の引上げは企業にコスト増を伴うものではありませんが、経済活動を見た場合、中長期的には人や未来に向けた投資と捉えることもできます。企業による更なる生産性の向上の取組及びそれを支援する助成金等、各施策、企業間の取引慣行の見直し及びそれを促す各省庁の施策、取組が相まって、賃上げの環境を整えば、巡り巡って地域経済の活性化や地域間格差の解消につながるものと期待を持てるものであります。

もっとも、エネルギー価格をはじめとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に、下請の中小企業などで原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていないなど、賃上げ原資の確保が厳しい業種、規模の企業がある点には細心の留意を払うべきであります。

最低賃金についてのそもそもを考えた場合、最低賃金を上げる目的は、とりわけ賃金の低い労働者の生活の安定はもちろんのこと、それによって労働者の質的向上や事業の公正な競争の確保、経済の健全な発展にあり、労働者だけでなく、企業や社会全体のためにある点に改めて思いが至ります。これは最低賃金法第1条についての公益委員としての解釈であります。その上で、労働者の賃金を守る企業努力は、いずれ企業の成長や地域社会や経済の発展として還元されるものであるという大局観を公・労・使委員で共有したいと考えます。

これらの考えを土台にし、本年度の最低賃金の改正は、広く県民各層が現在、そしてコロナ後に向けて、前向きな行動に一步踏み出せる、そのようなモチベーションを高められるようなメッセージとなることを希望しているところであります。

次に、中央最低賃金審議会が示した目安額についての印象と認識について述べたいと思います。前年度の経緯を踏まえ、本年度の中央最低賃金審議会では丁寧な審議経過をたどった印象を持ちました。その中で、最低賃金額の引上げの必要性自体について、労使間で

大きな認識のそこはありませんでしたが、労働者側が消費者物価上昇を踏まえた水準を求め、使用者側は原材料費の高騰で大幅な引上げは困難とし、現下の物価高という現状をどのように評価するかが焦点となったようです。

その結果、消費者物価の上昇を背景に、賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力という3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額が示されたものと受け止めています。中央の公益委員見解では、これら3要素の観点から様々な客観指標を用いて、見解の内容がまとめられたものと認識しています。

引上げの水準については、今年4月の持家の帰属家賃を除く総合の数字が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。政府としてできる限り早期に全国加重平均1,000円以上を目指しており、可能な限り引き上げることが望ましい。賃金支払能力を見ると、コロナ禍や原材料費等の高騰から賃上げ原資の確保が難しい企業も少なくない。引上げ率の水準には一定の限界があるという3点が公益見解では触れられました。

その上で、これらを総合的に勘案して、3.3%を基準とする水準が示されたところがあります。この数字には、総合勘案された部分を含み、特に3.0%との差分である0.3%についての数値的な根拠が明示的ではなく、唐突感やブラックボックス感は否めない印象を持っております。その一方で、労使双方からは、昨年の審議経過を念頭に、明快なデータや根拠を示すことが要望されていたこともあり、審議に使用した指標やデータが答申に添付される等、審議の分かりやすさに一定の努力を感じるものではありませんでした。

中央の公益委員見解では、目安を十分に参酌しながら（中略）、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待。中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心を持って見守ることを要望と示されました。これは、地方最低賃金審議会においては、その地域の実情に通じた労使委員が真摯に審議を重ねることが求められていると解することができ、当県においては、長年にわたり構築されてきた安定的な労使関係を土台とし、県経済の発展に向けて建設的な審議がなされることが期待できました。その際、中央最低賃金審議会において、地方最低賃金審議会の円滑な審議に資するために、導出された引上げ額、Dランク30円について、その重みを労使双方が受け止めた上で、審議の起点として認識するべき額であると考えることとしました。

次に、賃金を取り巻く環境についてお話をさせていただきますが、春季賃上げ妥結状況により、賃上げ水準の動向を見ると、連合は2.07%、経団連は2.27%となり、コ

コロナ禍の影響を受けた2019年及び2020年の水準を上回っています。

賃金改定状況調査結果第4表①を見ると、賃金上昇率はランク計1.5%に対し、Dランクは1.9%となっています。また、継続労働者に限定した第4表の③で見ると、ランク計2.1%に対し、Dランクは2.4%と、いずれもDランクがランク計を上回っております。

全国の完全失業率は2.6%となり、一時期3%台まで悪化した失業率は現在、コロナ禍拡大前の2.5%近傍まで水準を戻しております。また、当県の有効求人倍率は1.52倍となり、全国水準よりも高い水準で推移しているところであります。当県の経済を支える製造業等における新規求人数の増加等に支えられ、雇用情勢は持ち直しの動きが広がりつつあるとの基調判断となっているところであります。

次に、最低賃金の引上げの判断根拠について述べたいと思います。社会的に非正規雇用労働者の労働条件改善が求められており、本年は特に物価上昇の下、最低賃金が持つセーフティネットとしての役割に着目し、最低賃金近傍層の人の生活を守る観点が必要と考えられます。また、経済全体を回すための消費を下支えするためにも、最低賃金額の引上げが賃金全体の底上げにつながることへの期待が認められます。

全国的に完全失業率が抑制的に推移していること。また、県内の雇用失業情勢について、当県の基幹産業である製造業や建設業等の新規求人数が3年前同月比でその水準を超えるなど、人手不足基調だったコロナ禍前の水準に戻っています。有効求人倍率1.52倍は全国10位となり、Dランクでは島根県に続く2位の水準です。製造業をはじめとする幅広い産業において人手不足感が顕在化している等、人材確保の点からは、最低賃金の引上げの必要性が認められると考えられます。

近接する他県との最低賃金額の差や、額がDランク県の中でも下位の水準であることが、若年者をはじめとする人口流出、県内人口減少の一因となっているものと考えられます。人材を県内につなぎ止める、あるいは県外から人材を呼び込み、健全かつ持続的な地域経済の活性化を図るためには、地域間格差の解消が積年の課題であり、最低賃金引上げの必要性が認められると考えました。

上記の点から、今年度の最低賃金の引上げは必要であり、それが可能な環境下にあるものと判断いたしました。ただし、県内では、エネルギー価格をはじめとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に下請の中小企業などで、原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていないなど、賃上げ原資の確保が厳しい業種、規模の企業が多くある点に

も十分留意すべきであると考えます。

次に、目安額の尊重と、その額より上を示させていただいた判断根拠について述べたいと思います。

まず、目安額を尊重することについてですが、目安額30円を当県における調査審議の起点として尊重しました。その上で、賃金を取り巻く環境を確認し、最低賃金額を引き上げることが必要であるとの認識を深め、そして、それが可能な環境下であるという判断をしました。

当県の経済、雇用情勢等を踏まえつつ、前向きなメッセージとなるよう、目安額に加えて、県経済の健全な発展を希求するという思いから、重要事項として認識している、後に述べる要素を上積み額として加えました。

なお、これらの要素はそれぞれ多岐にわたる事項を内包しており、それらを定量化し、上積み額の根拠とすることは技術的に困難ではありましたが、下記の要素について、ランクのABとCDの目安額の差が1円であることから、これを援用すると考えるに至りました。

以下に述べる要素に同等の1円を充てるというふうに考えております。

まず一つ目ですが、現下の社会課題への対応の要素です。コロナ禍への対応や物価上昇、原材料費の高騰、非正規雇用労働者の労働条件の改善等の社会課題に対応するために、地域社会、労働者、使用者に向けた前向きなメッセージというものが必要であると考えました。

二つ目に、地域間格差の解消、労働力需給情勢等への対応の要素です。近隣県との最低賃金額の額差による労働者の県外流出といった直接的な額設定の課題への対応や、当県の基幹産業の製造業や建設業等で人手不足感が顕在化している等の労働力需給調整の課題に対応するために、地域社会、労働者、使用者に向けた前向きなメッセージが必要であると考えます。

三つ目、県経済の実勢に応じた最低賃金額の在り方についての要素です。中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の別紙4諸指標による都道府県の総合指数が都道府県ごとの経済実勢を近似的・総合的に表すものと理解すると、Dランク16県の中で、当県は6位に位置しています。一方で、最低賃金額はDランクの下位に位置しており、当県では経済実勢に最低賃金額が追い付いていない様子がうかがわれ、実勢に相応な最低賃金額の引上げが必要であると考えました。

今申し述べた3点にそれぞれ1円を割り当てさせていただいているところであります。それ以上の引上げについては、当県下の約99%が中小企業・小規模事業者であり、原材料費の高騰や取引条件の問題等により、賃上げ原資の確保が難しい企業が少なくない点をしんしゃくし、支払能力の観点からは、現実的ではないものとして、このプラス3円を今年度の考え得る上限ラインとして判断するに至りました。

以上のことから、目安額より3円高い33円の引上げが妥当と判断いたしました。

続きまして、政府、中央最低賃金審議会への要望を述べさせていただきたいと思っております。専門部会報告をまとめるに当たり、政府、中央最低賃金審議会に対して、以下の点を強く要望したく、鳥取地方最低賃金審議会への報告を提案したいと思っております。

まず、政府への要望ですが、一つ目、中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については、労使共通の認識であります。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和や拡充等）を早急に行うことを要望します。

二つ目、取引条件の適正化について、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業、小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うことを強く要望します。

続きまして、中央最低賃金審議会への要望です。まず、1点目ですが、中央において客観データに基づく議論を尽くされた点は評価しています。一方、目安答申の遅れにより、地方最低賃金審議会の審議日程及び発効日に甚大な影響が生じているところです。来年度は、地方における審議時間を十分に確保できるよう、中央における適切な日程配備を強く要望します。

2点目、地方最低賃金審議会の公益委員については、労使の代表委員とは異なりまして、中央とのチャンネルがなく、また、他県の公益委員との情報交換のルートも持っていません。そこで、中央最低賃金審議会の下に、全国地方最低賃金審議会会長会議、仮称ですが、これを立ち上げていただき、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明や、ランクごとの分科会の設置を提案するものであります。

以上が公益委員見解としてまとめさせていただいた内容となります。

それでは、結論としましては、現行の最低賃金額から33円の引上げを行い、最低賃金額を854円とするというものですが、根拠についても述べさせていただきました。この公益委員見解と引上げ額について、それぞれ御意見を伺いたいと考えているところですが、

その前に、この内容について各側で御検討いただいた方がよろしいかと思しますので、各側分かれて、検討の時間を設けたいと思います。

どれぐらいお時間必要になりますでしょうか。

○花原委員 15分。

○西本委員 15分ぐらい。

○佐藤部会長 それでは、15分間、10時21分まで休会したいと思います。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 審議を再開します。

では、先ほど公益委員見解として、公益委員の見解と33円の引上げ額というのと、鳥取県の最低賃金額を854円とすることを提案させていただきました。この点につきまして、労働者側委員と使用者側委員からの御意見等を伺った上で、この引上げ額でよろしいかどうかの決を採りたいと思います。

では、まず、労働者側委員からお願いします。

○河村委員 それでは、公益委員見解に対しての受け止めということで、労働者側委員を代表しまして河村から発言させていただきます。

まず、1点、労働者側の主張の部分で修正いただきたい部分があります。①の、中期的な視点として、政府方針（早期に1,000円）を踏まえつつ、連合リビングウェイジ（980円、自動車保有1,291円）を目指すという表現になっております。これだと政府方針ありきという方針に見えますので、我々としては、連合のリビングウェイジである980円、自動車保有の1,291円を目指す。また、政府方針についても考慮する必要があるということで修正いただければと思います。

その上で、まず、この公益委員見解を取りまとめていただきました。近年にない、非常に丁寧で、理屈も付けていただいた中での公益見解が示されたことを感謝しています。本来であれば、労使双方が歩み寄りながら、全会一致を目指した議論がなされるべきであったと思いますが、労働者側、我々もそうですし、使用者側の委員もそうですし、それぞれの立場で最大限の歩み寄りをした結果、合意に至らなかったことで公益委員見解を示されるということに、公益の委員には大変な御苦勞をお掛けしたと思っています。

また、この議論の経過では、使用者側委員の皆様にも、大変厳しい環境の中、非常に前向きな建設的な議論をいただいたと思っています。その点も感謝を申し上げたいと思っています。

そうした中で、先ほど示された公益委員の見解としての33円の引上げ、854円ということは、我々として賛同をしたいと考えています。

その上で、最後、7ページ目のところにある政府に対する要望、あるいは中央最低賃金審議会への要望というところで少しお話をさせていただきますが、まず、政府への要望という部分では、実は連合鳥取は、昨日、鳥取県に対して、鳥取県の2023年度の予算編成に当たっての政策・制度要求ということで、平井知事に要望書を提出させていただきました。そのことについて本日、たまたま、ある新聞社の記事が掲載されていました。私も同席をしていましたが、その中で、我々としても、県内に多くある中小企業・小規模事業者に対しての価格転嫁の問題ということで、その環境整備を強く県に対しても要望をさせていただきました。この点は、昨年、一昨年も要望としては挙げています。我々労働者の立場としても、そういった使用者の皆さんの事業環境の整備ということで、行政に対しての要望、要請というのは引き続き行っていきたいと考えています。

次に、中央最低賃金審議会への要望というところですが、これも専門部会の中でも何度かお話をさせていただきましたが、賃金決定の3要素に対しての議論というのは、やはり議論経過ですね、そういったところは見えてくるわけですが、そもそものセーフティーネットとしての最低賃金のあるべき姿がどうなのか、その議論とその議論経過、そういったところも是非お示しをいただきたいということを我々としての要望としては付けさせていただきましたと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側委員をお願いします。

○西本委員 使用者側としましては、当初から言っていたように、31円、30円という、合理的な決定が下されていない目安額に反対しているということで、この33円がどうのこうのということではございません。ですから、当初から言っていますように、目安の具体的な根拠や、それから、全会一致だと、そこが満たされていないということで反対をしますということです。

それから、基本的に、労働者側と使用者側では、なかなか議論というのは平行線をたどって、交わることは難しいだろうと思っていましたが、そういう中で、お互いの共通点をきちっと見いだして、一致団結してやっていきましょうよというところは根っこの部分にはずっとあったと思っています。そういったところを踏まえた上で、今回、公益委員から、バランスの取れた、良い見解が出たのではないかと私は思っています。

それから、最後に、政府への要望がありました。昨日も申し上げましたとおり、需要喚起、ちょっと具体性は欠けますが、そういうマクロ的な観点のキーワードも入れていただきましたし、それから、中央最低賃金審議会へのいろいろな具体的な、もう少し突っ込んだ対応が要るのではないかとということ、それも反映されておりました。

それと、もう一つは、現場の経営者の方も、事業場視察をしたときに話されていたのは、毎年、今年の最低賃金額が幾らで出てくるかと戦々恐々としていると、それはやはりよくないのではないかとということでした。やはり経営計画を立てて、1年間回して、多分、最低賃金をこれぐらいだったら上げられるよねみたいな、そういう業務運営をされているところにぼんと予想外の数字が出てくる、そういうのが多分続いていると思うのです。ですから、この政府要望の1番、2番の前にゼロ番として、もう一度政府の工程表をブラッシュアップしていただきたいです。最低賃金についても、今年は今年のことだけしか書いていないのです。ある人は2025年をめぐりと、下のほうにはできるだけ早くと、どこにゴールがあるのでしょうか。それに対して、やはり時間軸をきちっとして、マイルストーンを置いて、それから、やるべきこと、それをやるためにはこういう施策をこの時期までにとというような、本来、やはり工程表を作ってほしい。そうでなければ、経営者は不安でなかなか経営に身が入らないというようなことになるので、それはお願いしたいなということですが、私は大変すばらしい見解だと思っています。以上です。

○花原委員 今回の公益委員見解の中で、中央最低賃金審議会への要望で、全国の審議会会長会議をするという要望は今までなかったもので、画期的なことだと思います。結局、各県からいろいろな要望は出すのですが、ただ、具体的に政府なり、中央最低賃金審議会からどう対応したかということはキャッチボールできていないと思います。だから、抽象的に言葉で、全部書いてありますが、本来はこれ、具体論として、ミクロでどういう施策をしてほしい、こんなことをしてほしいという要望があつて、それに対する政府並びに中央最低賃金審議会がどういう答えを出すかというのは、この全国会長会議でやっていただければ、もっと明確な、論理的に合理的なものが多分できると思うので、是非これはやっていただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この見解の方には、労働者側から頂いた訂正箇所と、そして、労働者側、使用者側両方から頂きました、政府、中央最低賃金審議会への要望の点については、また加えさせていただきたいと思います。

その他の委員の方で、何か御意見等がある方いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 それでは、金額についての決を採りたいと思います。

公益委員見解として示させていただきました、現行最低賃金額、33円の引上げを行い、鳥取県の最低賃金額を854円とする案について、御賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○佐藤部会長 5名の方ですね。

では、反対の方は挙手をお願いします。

[反対者挙手]

○佐藤部会長 3名ということですね。

それでは、賛成5、反対3ということで、鳥取県の最低賃金の専門部会といたしましては、現行の最低賃金額から33円引き上げまして、854円ということで結論を出ささせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、これから鳥取地方最低賃金審議会に対しての報告書の作成に移りたいと思います。

本年度の最低賃金については、時間額854円、引上げ額33円で、効力発生日は令和4年の10月6日を予定しております。生活保護とのかい離の解消に関する文言については、例年に倣った形でしたいと思います。

それでは、事務局に報告書のたたき台の作成をお願いしたいと思います。

○高橋労働基準部長 事務局からですが、これから専門部会報告書、たたき台を作成させていただきますが、政府への要望事項の追加事項を具体的に報告書に記載するに当たって、どのような文言にすればよいかをここで御検討いただければと思います。

○佐藤部会長 まず、労働者側から、要望事項の追加についてお願いします。

○河村委員 そうですね、政府に対する要望の部分に対しては、労働者側からの追加はありません。発言はさせていただきましたけども、追加はありません。

○高橋労働基準部長 では、公益委員見解の労働者側の主張、先ほどの御意見は、追記したものをもう一度お配りさせていただければ、先ほど労働者側の主張の①で、中期的な視点として連合リビングウェイズを目指す、また、政府方針（早期に1,000円）については考慮する必要があるという修正を行います。

○河村委員 はい、結構です。

○佐藤部会長 では、使用者側がゼロ番という意見がありましたかどうですか。

○西本委員 そうですね、ゼロ番ということで。並べ直して1、2、3となります。第532回鳥取地方最低賃金審議会の机上配付資料の88ページ、人への投資と分配という工程表がありますが、それを見ていただくと分かる通り、今年のことしか書いてないのですが、全国加重平均が1,000円なら1,000円と、そのゴールを書いてくださいということです。そこに向かっていく、じゃあ、来年は何をするのかと、それから、再来年はどこまで行く、要するに、できるだけ早くというような、こういう曖昧な表現ではなくて、言ってみたら、新しい資本主義に向けた工程表のブラッシュアップを行ってください。時間軸を明確にしてください。ゴールを明確にしてください。それを実現するため、あくまでも計画ですので、計画というものは書き直すためにあるようなものですが、それを実現するための諸施策がどうリンクしているのかということです。

○花原委員 文章にすると難しい。

○西本委員 だから、来年度以降の最低賃金の議論をする上での、要するに、何て言いますか、経営者がこれを見て、ああ、こんな感じになるんだなと、こんなことを政府の方は考えているんだなとか、それを各年度、毎年これ、PDCAを回してブラッシュアップされるのでしょけれども、それを見ていれば自分たちの経営計画の方に具体的に反映できるというようなことが狙いなのですが、何て言えばいいのでしょうかね。

では、簡単に、工程表のブラッシュアップをしてください、早急に。来年以降の最低賃金の議論のポイントを明確にしてください。

それから、できるだけ早期にというような、こんな曖昧な話ではなくて、いつまでにということを明確にしてください。そのための施策はこういうことを打ちますという辺りです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 私の方は取りあえず、全国会長会議ができれば、後は会議の中で、いろんな議論、どういうことを示してほしいかというのはできればいいので、ここは取りあえず会長会議だけで、細かい話は構いません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○河村委員 政府方針の1,000円に対しての支援策を明確に、時系列も含めて明確にしてほしいというのが今言えることですよね。

○西本委員 そうですね。なかなか難しいですね。マイルストーンは難しいですね、毎年

勝負になりますから。

○石川委員 ただ、できるだけ早くというところが、毎年の予想というのを立てにくくして、事業計画に混乱を招いているので、何年間でというところのめどを示してほしいというところが先ほどの御発言にはあったように思います。

○西本委員 そうですね。ですから、総理は2025年をめどにというような発言もあったのですが、これを見たら、できるだけとか、どれが本当なのですかと。それと、それを実現するための施策って何ですかというだけです。それをもう一遍この中に落とし込んで、ブラッシュアップしてくださいということです。

○北村委員 補足ですが、審議会委員の立場から経過を見たときに、昨年度は、28円という中央最低賃金審議会からの目安が実際にはプラス1円という形になりましたが、7月、8月前ぐらいに、そのときの流れの中で、事前に定年延長での支援があるというような情報が入ってきました。それと併せて、その後最低賃金が30円プラスになれば、いわゆる設備投資に投資できるというような施策、支援を掲げた現状があって、経営者から見れば、労働者の労働力というのは基本的に投資だと思っているのです。同じような労働力の投資という中において、設備投資を含めた、ただの支援策も同じような投資と考える観点からすれば、そういう政府の志向を示してもらおうということは、支援に向けての提案ではないかなという、同調しているのではないかなという思いで提案させてもらおうという要望です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○高橋労働基準部長 今回の御意見を頂きまして、事務局案といたしましては、来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこと。

こちらの文言を、③として追記するというものでいいですか。

(異議なし)

○高橋労働基準部長 公益見解の部分の修正、専門部会報告、及び今の御意見を踏まえた素案を今から作成させていただきますので、少々お待ちください。

○佐藤部会長 では、よろしくお願いをいたします。どれぐらいお時間が必要でしょうか。

○片山賃金室長 10分ほど頂けますでしょうか。

○佐藤部会長 では、10分間、休会します。

[休 会]

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

では、まず、公益委員見解を御覧ください。労働者側の主張の1番目の2段落目、中長期的な視点として、連合リビングウェイジ（980円、自動車保有1,291円）を目指す。また、政府方針（早期に1,000円）についても、考慮する必要がある。こちらでよろしいですか。

○河村委員 はい、結構です。

○佐藤部会長 続きまして、7ページ目、政府への要望のところ、3番目が付け加わっております。御覧ください。

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこととなりました。よろしいでしょうか。

○西本委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、報告書（案）についてですが、読上げをお願いします。

○片山賃金室長 では、読み上げます。

案、令和4年8月10日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年7月4日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月2日発効の鳥取県最低賃金（時間額792円）は、令和2年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。②取引条件の適正化について、「パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業

者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。③来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、各種施策との時間軸の関係性を示すこと。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央において客観データに基づく議論を尽くされた点は評価できる。一方、目安答申の遅れにより、地方最低賃金審議会の審議日程及び発効日に甚大な影響が生じた。来年度は地方における審議時間を十分に確保できるよう、中央において適切な日程配備とすること。②地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会のもとに「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換等）を設置すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、鳥取県最低賃金専門部会委員。公益代表委員、部会長、佐藤匡、国立大学法人鳥取大学地域学部准教授。部会長代理、中野聡、特定社会保険労務士。石川真澄、公立鳥取環境大学副学長補佐。労働者代表委員、河村正之、日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長。北畑仁史、U Aゼンセン鳥取県支部支部長。寺田真里、日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長。使用者代表委員、北村一行、鳥取県商工会連合会副会長。西本行克、一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事。花原秀明、元三洋製紙株式会社総務部参与。

別紙1です。鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間854円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2です。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金。（1）件名、鳥取県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額792円。（3）発効日、令和2年10月2日。2、生活保護水準。（1）比較対象者、18から19歳・単身世帯者。（2）対象年度、令和2年度。（3）生活保護水準（令和2年度）、生活扶助基準（第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万3,176円）。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記

1、(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2、(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

注、1箇月換算額。792円(鳥取県最低賃金)掛ける173.8(1箇月平均法定労働時間数)掛ける0.817(可処分所得の総所得に対する比率)イコール11万2,460円。それで、比率につきまして、令和4年7月12日に開催された、中央最低賃金審議会第2回目安小委員会で提出された「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率というようになっております。

それから、次ページに鳥取県最低賃金審議の経過概要ということで、審議会の状況、それから、専門部会の状況をつけています。

それから、その次のページに鳥取県最低賃金審議経過ということで細かい内容をつけております。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今、鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書の読上げを行っていただきましたが、こちらについて何か質問、意見等ありますでしょうか。また、修正等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、ないようでしたら、ただ今読み上げていただいた報告書(案)から「(案)」を消したものを報告書として本審に報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

本日、残念ながら、本年もというか、全会一致には至りませんでした。全6回のうちに双方、しっかりとした根拠を示していただいた上で金額も提示していただきましたし、双方、意見も聞かせていただき、非常に有意義な専門部会だったと思っておりますので、感謝いたします。

それでは、次、議事の2番目のその他についてですが、事務局から何かありますでしょうか。

○片山賃金室長 この後、第534回鳥取地方最低賃金審議会を開催したいと思っておりますが、もう既に予定の時刻を過ぎております。それで、準備の関係で、11時40分からのスタートということでお願いできますか。

○佐藤部会長 皆さん、11時40分からということでよろしいですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、第534回鳥取地方最低賃金審議会は11時40分からとしたいと

思います。

では、もう一度確認となりますが、引上げ額が33円ということで、時間額854円ということで結論を出しました。鳥取県最低賃金専門部会としては、この額で結審をし、任務を終えたということにしたいと思います。

それでは、専門部会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。